

## 第 573 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 6 月 3 日（水）午後 1 時 30 分から午後 1 時 50 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	茂木 比呂志	2	平野 弁一	3	磯貝 昭一	4	鈴木 伸江
5	大後 護	6	渡邊 和巳	7	小柴 賢次郎	8	神子 恒
9	川口 寛市			11	澤邊 治之	12	森田 泰彰
13	鈴木 昇	14	白井 和子				

4 欠席委員（1 人）

10	稲村 耕一						

5 事務局職員（3 人）

局長 茂木 雅宏	係長 赤井 聖	書記 樋口 悠亮	

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 573 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。皆様お揃いになりましたので会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多忙のところ第 573 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>千葉県では緊急事態宣言が解除されましたが、新型コロナウイルス感染症は収束しておりませんので、各委員の席について、間隔を広げて配置しています。</p> <p>市の勤務体制も、交代勤務となっておりますが、緊急事態宣言解除の数日前に、通常勤務となっております。</p> <p>また、6 月に入ってから、市の管理する施設においても順次再開となっております。</p> <p>施設の利用にあたっては、感染症予防の対策をした中で利用することとなっておりますので、委員の皆様にもご理解いただきたいと思います。</p>
局長	<p>それでは、開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、10 番稲村委員が欠席となっております、14 名中 13 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p>
局長	<p>それでは早速会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>

<p>会長</p>	<p>(議長挨拶)</p> <p>— — — 議長挨拶 — — —</p>
<p>議長</p>	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 573 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。</p> <p>農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>7 番小柴賢次郎委員、8 番神子恒委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第 1 号】</b></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、担当委員が私でありますので、私から説明いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第 1 号 1 番について申請地を 6 月 1 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>君津商業高校より南東の方向約 250m に位置する農地です。</p> <p>権利者は農業経営の規模拡大、義務者は離農を希望していたことから、贈与による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、牧草栽培を行う計画です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>

事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は離農を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は 409 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は、6,876 m<sup>2</sup>であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は 5,000 m<sup>2</sup>の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 2 番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を 9 番川口寛市委員お願いします。</p>
川口委員	<p>議案第 1 号 2 番について申請地を 6 月 1 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>竹岡インターチェンジより西の方向約 700mに位置する農地です。</p> <p>権利者は農業経営の規模拡大、義務者は労力不足のため所有農地の売却を希望していたことから、売買による所有権移転の申請をすることとなりました。</p> <p>営農計画としましては、パパイヤ栽培を行う計画です。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの川口委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>今回の案件は、義務者は農地の売却を希望し、権利者は申請地を取得し、耕作、経営拡張することを目的とした申請です。</p> <p>申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は 1,086 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積は、10,770 m<sup>2</sup>であり、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積は 5,000 m<sup>2</sup>の為、基準を満たしております。</p> <p>その他機械、技術、労働力に関しても問題はないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p> <p><b>【議案第 2 号】</b></p>
議長	<p>次に議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>議案第 2 号 1 番につきまして、担当委員が私でありますので、私から説明いたします。</p>
議長	<p>議案第 2 号 1 番について申請地を 6 月 1 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p>

	<p>大貫小学校より南の方向約 750mに位置する鉄道線路沿いの農地であります。</p> <p>申請地は、現在耕作されておらず、耕作放棄地となっていたところ、権利者から太陽光発電事業用地とすることについて申し入れがあり、面積・陽当たりなどの条件も太陽光発電事業用地として適していたため、所有権移転を伴う農地転用申請をすることとなりました。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水については自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払いとなっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>質疑なしということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>

議長	<p>【軽微な農地改良の届出について】</p> <p>つづきまして、軽微な農地改良の届け出が提出されておりますので、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>軽微な農地改良の届け出について説明いたします。</p> <p>千葉県農地転用事務指針では、農地を埋め立てて農地改良をするには、一時転用の許可が必要ですが、農地に埋立てを行う際、高さ1メートル未満であり、工事期間が3カ月以内、従前の土質と同等以上の土砂を搬入するなどの要件を満たせば、軽微な農地改良として、届け出で足りることとしています。</p> <p>申請地は軟弱地、ぬかり田であり、耕作機械を使用することが困難であるため、山砂を搬入し、農地改良するための届け出がありました。</p> <p>農地改良に関する要件、記載内容及び添付書類の不備はありませんでしたので、届け出を受理しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の軽微な農地改良の届出についての報告は終わりました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p>
議長	<p>事務局何かありますか。</p> <p>説明</p> <p>———非農地通知について———</p>
事務局（赤井）	<p>地目変更登記に係る現地確認を行った小久保の農地について、登記申請者代理人から非農地通知発行の求めがあり、非農地に該当する筆について通知することを説明</p> <p>———新型コロナウイルス感染症により経営状況が悪化した農業者に向けた支援について———</p>
事務局長	<p>国、県及び市の支援について、広報ふつつ、みずき（JAきみつ発行の</p>

議長	<p>情報誌) の折り込みにより市内農業者に情報提供することを説明</p> <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。 これもちまして第 573 回の定例農業委員会を終了します。</p>
議長	<p>なお、次回農業委員会総会は 7 月 7 日火曜日 場所は 401 会議室で午後 1 時 30 分から開催いたします。</p> <p>現在の委員での最後の総会となります。 宜しく願いいたします。</p>
議長	<p>また、引き続き農業委員になられる予定の皆様は、7 月中に臨時総会も予定されているとのことでもありますので、お願いいたします。</p> <p>閉会 午後 1 時 50 分</p>